

参考配布

平成 27 年 4 月 30 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5324、5335)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令

標記について、福岡労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、福岡労働局が配布した資料です。



福岡労働局発表
平成27年4月30日

	職業安定部 需給調整事業課
担	課長 梶原 伸生
	需給調整第2係長 江上 智朗
	主任需給調整指導官 三嶋 良之
当	電話 092-434-9711
	FAX 092-434-9771

介護施設に「無許可派遣」を行っていた事業主を行政処分
 ～派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令
 及び労働者派遣事業改善命令について～

福岡労働局（局長 前田芳延）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

1 処分を受けた事業主

名称 株式会社ケア・スリー（代表取締役 加藤 剛）
 所在地 福岡県福岡市南区大橋1丁目8番21号大橋西口ビル301-A
 許可番号 般40-300739（平成26年5月1日許可）

2 処分の内容

- (1) 労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令（労働者派遣事業停止命令の理由は3、内容は4に記載のとおり）
- (2) 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令（労働者派遣事業改善命令の理由は3、内容は5に記載のとおり）

3 処分の理由

- (1) 株式会社ケア・スリーは、福岡県福岡市南区大橋1-8-21大橋西口ビル301-Aに主たる事務所を置き、平成26年5月1日に厚生労働大臣の許可を受けて一般労働者派遣事業を営む事業者であるが、許可以前の平成24年1月1日から平成26年4月30日までの間、厚生労働大臣の許可を受けていないにもかかわらず、11社に対し、常時雇用する労働者以外の労働者を延べ4,671人日にわたり、労働者派遣したこと。
- (2) 株式会社ケア・スリーは、一般労働者派遣事業を営む事業者であるにもかかわらず、
- ① 労働者派遣法第11条第1項に違反して、代表者及び派遣元責任者の住所変更について期限内に届出を行わず、
 - ② 同法第23条第5項に違反して、同項に定める事項の情報の提供を行わず、
 - ③ 同法第26条第6項に違反して、派遣先から派遣受入期間の制限に抵触する日の通知を受けずに労働者派遣契約を締結し、
 - ④ 同法第34条の2に違反して、派遣労働者に対し、派遣料金を明示せず、
 - ⑤ 同法第35条第1項に違反して、派遣先に対し、派遣労働者が有期雇用であることを通知せず、労働者派遣を行ったこと。

4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成27年5月1日から同年5月14日までの2週間、労働者派遣事業を停止すること。

5 労働者派遣事業改善命令の内容

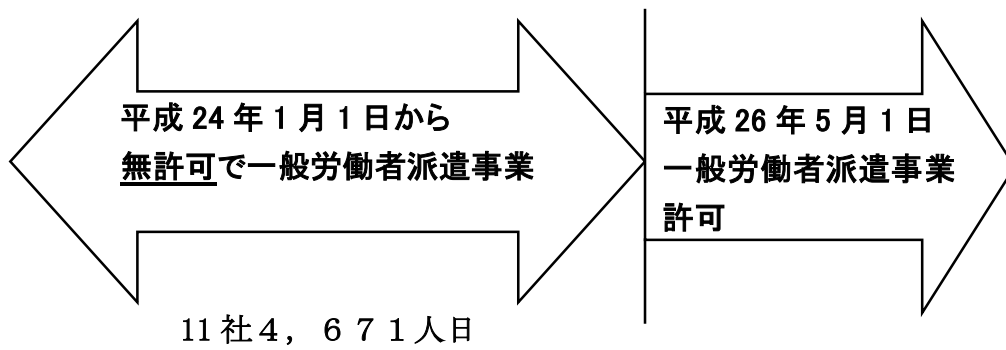
- (1) 平成26年5月1日から平成27年4月30日までの間に実施された労働者派遣事業、請負事業及び契約締結済み等により今後実施予定の労働者派遣事業、請負事業の全てを対象として、これらが労働者派遣法及び職業安定法に違反していないか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について重点的に点検すること。

- ① 労働者派遣法第11条第1項
 - ② 同法第23条第5項
 - ③ 同法第26条第6項
 - ④ 同法第34条の2
 - ⑤ 同法第35条第1項
- (2) 上記(3 処分の理由)の各事項に係る労働者派遣法違反について、それぞれ、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

- (3) 今後、労働者派遣法、職業安定法等の労働関係法令に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

概要図（無許可派遣）



【参 考】

労働者派遣法（抄）

（一般労働者派遣業の許可）

第5条第1項

「一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。」

* 一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいい、例えば登録型や臨時・日雇の労働者を派遣する事業がこれに該当します。

なお、特定労働者派遣事業とは、常用雇用労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業をいい、特定労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣に届出をしなければなりません。

（許可の取消し等）

第14条第2項

「厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第2号又は第3号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。」

* 第14条第1項第2号には「この法律若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。」と規定されており、第14条第1項第3号には「第9条第1項の規定により付された許可の条件に違反したとき。」と規定されており、本件は、第14条第1項第2号に該当します。

（改善命令等）

第49条第1項

「厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。」

(権限の委任)

第56条第1項

「この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。」

* 労働者派遣法施行規則第55条・「次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第14条第2項の規定による命令

四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

(変更の届出)

第11条第1項

「一般派遣元事業主は、第5条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。」

* 第5条第2項各号には、「法人にあっては、その代表者の氏名」「法人にあっては、その役員の氏名及び住所」「一般労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地」「派遣元責任者の氏名及び住所」等を規定しています。

(事業報告等)

第23条第5項

「派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、教育訓練に関する事項その他当該労働者派遣事業の業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。」

(契約の内容等)

第26条第6項

「派遣元事業主は、第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者

から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。」

- * 業務によっては派遣先の派遣受入期間に制限があり、派遣先は、その派遣受入期間の制限を超えて労働者派遣を受入れることはできません。そのため、派遣先は、労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、派遣元事業主に対し、派遣受入期間の制限に抵触する日（抵触日）を通知しなければなりません。本件は、派遣先から抵触日の通知を受けずに労働者派遣契約を締結したものです。

（労働者派遣に関する料金の額の明示）

第34条の2

派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。

- 一 労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合 当該労働者
- 二 労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料金の額を変更する場合 当該労働者派遣に係る派遣労働者

- * 本件は、第二号の違反に該当します。

（派遣先への通知）

第35条第1項

派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

- 一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
- 二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めずに雇用する労働者であるか否かの別
- 三 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第39条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第18条第1項の規定による被保険者資格の取得の確認及び雇用保険法第9条第1項の規定による被保険者となったことの確認の有無に関する事項であって厚生労働省令で定めるもの
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

- * 本件は、第二号の違反に該当します。